



令和 7 年度

創業支援補助金事業

ご 案 内

※申請者（事業計画認定者）多数により、予算の上限に達している場合がありますので、申請を検討の際は、事前にご相談ください。

補助対象者

以下の要件のすべてに該当する方が対象です。

- ① 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- ② 伊丹市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を受講し、伊丹市から証明書の発行を受けた者
- ③ 令和 7 年 4 月 1 日以降に伊丹市内で創業した者（初めて開業届若しくは法人設立届を行った者に限る）
- ④ 開業届又は法人設立届の「本店又は主たる事務所の所在地」、「納税地」に伊丹市を指定している者
- ⑤ 創業後 3 年以上、事業継続する意思のある者

補助対象外

以下の要件のいずれかに該当する方は対象外です。

- ① 会社法上の会社に該当しない者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法上の会社又は有限会社を除く）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP））
- ② みなし大企業
- ③ フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき事業を行う者
- ④ 風営法第 2 条の規定に基づく許可又は届出を要する事業を行う者
- ⑤ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- ⑥ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
- ⑧ 市税に滞納があるもの
- ⑨ 創業後 6 カ月以内に事業を中止した者

伊丹市

補助率・補助上限額

補助率	補助上限額	
補助対象経費×1/2(1 円未満切り捨て)	最大50万円	最大 60 万円
定額加算	転入の場合10万円	
	新規正規雇用の場合10万円	
	新規非正規雇用の場合 5 万円	

補助対象経費

消費税を除いた金額が対象となります。

※申請者の3親等以内の親族又は申請者設立法人の役員から賃借・購入した経費は対象外とします。

経 費	詳 細
事業所等の賃料 (管理費・共益費含む)	・開業届記載の開業日又は法人設立日の翌月から最大 12 カ月分の店舗・事務所等の賃料が対象(市内に限る) ・コワーキングスペースの基本利用料も対象 ・住居は対象外 ・光熱水費・看板代・ゴミ処理代などは対象外 ・1 カ月の内 15 日以上休業した月の賃料等は対象外 ・創業事業所から移転した場合、移転先の賃料等は対象外
土地・家屋購入費	住居は対象外
内外装工事費	創業にあたって、伊丹市内の事業者が施工した工事のみ対象
設備・備品購入費	・耐用年数 1 年以上かつ取得金額 10 万円以上(税込)のものが対象 ・創業準備期間～創業(開業届記載の開業日又は法人設立日)の 1 年後までの間に購入した経費が対象

補助金の加算

下表に該当する場合は、補助金を加算します。(複数要件に該当しても最大 10 万円までの加算)

要 件	詳 細	
申請者本人が 市外から市内へ転入	創業準備期間～創業(開業届記載の開業日又は法人設立日)の 1 年後までの間に、創業のために市外から市内へ転入	
市民を新規雇用	正規雇用 ※期間の定めのない労働契約により雇用	・創業準備期間中又は創業後に雇用していること ・市内に居住する者であること ・雇用保険被保険者であること
	非正規雇用 ※期間の定めのある労働契約により雇用	・開業届記載の開業日又は法人設立日～1 年後までに 6 カ月以上継続雇用していること

交付申請時期

経費等	第 1 期目申請(裏面 STEP3 参照) (創業日の属する年度内)	第 2 期目申請(裏面 STEP5 参照) (創業日の属する年度の翌年度内)
事業所等の賃料 (管理費・共益費含む)	創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)の 翌月から 3 月までの月数分	12 カ月分 - 左記月数分
土地・家屋購入費	取得日の属する年度内	
内外装工事費	費用を支払った日の属する年度内	
設備・備品購入費	費用を支払った日の属する年度内	
申請者本人が 市外から市内へ転入	転入日の属する年度内 ※創業前に転入した場合は、創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)の属する年度内	
市民を正規雇用	創業日(開業届記載の開業日又は法人設立日)～創業の 1 年後までの期間内において、 雇用期間が 6 カ月経過した日の属する年度内	
市民を非正規雇用		

創業支援補助金を受けるまでの流れ

ステップ1 事業計画認定の準備

4つの☆項目をすべて完了してください。(順序は問いません)

☆認定特定創業支援等事業の受講証明書を受領する。

①特定創業支援等事業の受講

→特定創業支援等事業(下記記載)を1か月以上の期間に亘り、4回以上の受講をしてください。

産業振興センター	・女性創業塾(女性の創業者に向けた講座)◆毎年夏頃開催 ・コミュニティビジネス創業支援講座 ・ICT関連講座 ・生産性向上支援講座 ・経営革新セミナー ・集客PR講座
伊丹商工会議所	・ワンストップ相談窓口(経営指導員による個別相談受付)◆随時開催 ・創業塾(創業者向け支援セミナー)◆毎年秋頃開催
日本政策金融公庫 尼崎支店	・金融相談窓口(創業に関する各種相談受付)

②特定創業支援等証明書の発行申請

→規定回数以上の特定創業支援等事業を受けた方へ、市から受講証明書の発行申請書類を送らせていただきますのでご申請ください。

証明書の発行をもって、各種支援(下記記載)を受けることが可能になります。

創業関連保証の特例	無担保・無保証人の創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用可能！ (対象：創業前、又は創業後5年未満の方)
新規開業資金の利率引下げ	日本政策金融公庫の上記資金について、貸付利率の引き下げ対象となります！
登記にかかる登録免許税の軽減	”株式会社・合同会社の場合、税額が資本金の0.7% ⇒ 0.35%へ！ ・株式会社の最低税額の場合は15万円 ⇒ 7.5万円 ・合同会社の最低税額の場合は6万円 ⇒ 3万円

☆事業計画を策定し、伊丹商工会議所で内容確認を受ける。(様式は伊丹市商工労働課HPにございます。)

☆伊丹市内で創業する。

☆税務署へ開業届または法人設立届を提出。

ステップ2 事業計画認定の申請

提出書類(1と2の申請書類は市HP<伊丹市役所 商工労働課 創業支援ページ>からダウンロードして下さい。)

- ① (様式第1号)事業計画認定申請書
- ② (別紙1)事業計画書
- ③ 伊丹商工会議所が作成した事業計画確認書の写し
- ④ 開業届又は法人設立届の写し
- ⑤ 営業許可書の写し(提出が間に合わない場合は、補助金交付申請時の提出も可)
- ⑥ 市税の納税証明書(滞納無し証明)
- ⑦ 補助対象経費を証する書類の写し(金額の根拠となる資料)

審査後、事業計画認定。

※申請金額に変更が生じる場合は(様式第3号)事業計画(変更・中止・廃止)届の提出が必須となります。

ステップ3 補助金交付の申請(第1期)

開業日又は設立日の属する年度の3月31日までに、市へ第1期目の補助金の申請を行ってください。

提出書類(①の申請書類は市HP<伊丹市役所 商工労働課 創業支援>からDLして下さい。

- ① (様式第5号) 創業支援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費を証する書類の写し(賃貸契約書、不動産売買契約書、その他領収書等)
- ③ 営業許可書の写し(事業計画認定申請時に未提出の場合)
- ④ 営業実態が確認できる書類(店舗写真、チラシ、ホームページ、SNS等)
- ⑤ 【加算分/転入の場合】申請者の住民票の写し(旧住所・新住所確認用)
- ⑥ 【加算分/市民新規雇用の場合】雇用契約書の写し 又は 労働条件通知書の写し (雇用形態確認用)
- ⑦ 【加算分/市民新規雇用の場合】賃金台帳の写し(雇用継続期間確認用)
- ⑧ 【加算分/市民新規雇用の場合】新規雇用者の住民票の写し(市内居住確認用)

※なお、申請書類一式提出後、市より補助金の交付決定がなされたのちに、

『(様式第8号) 創業支援補助金交付請求書』を本市に対して提出し、振込申請を行う必要があります。



申請者へ第1期目の補助金を交付

ステップ4 補助金交付の申請(第2期)

※第1期目で補助上限額に達していなかった場合に限り。

開業日又は設立日の属する年度の翌年度の3月31日までに、市へ第2期目の補助金の申請を行ってください。



申請者へ第2期目の補助金を交付

〈注意事項〉

※補助金支給後であっても、対象者に該当しないことが判明した場合や他の法令等に違反する場合、偽りその他不正の手段で補助金を受領した場合は、全額返還していただきます。

＜お問い合わせ先＞

◇伊丹市役所商工労働課
〒664-8503 伊丹市千僧 1-1 伊丹市役所4階
TEL:072-784-8047
FAX:072-784-8048



↑創業支援事業HP



伊丹市マスコットたままる

＜特定創業支援等事業の受講先＞

◇産業振興センター
TEL:072-773-5007

◇伊丹商工会議所
TEL:072-775-1221

◇日本政策金融公庫 尼崎支店
TEL:06-6481-3601